

# 新文化会館使用料算定基準

令和3年6月18日

## 1. 基本的な考え方

新文化会館の使用料の算定にあたっては「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税金を負担する納税者」のどちらも納得できるように「適正な負担」という視点で基準を設定します。

そのため、算定基準は新文化会館の管理運営に係るコストのうち施設利用者が負担すべきものを基本とし下記の算定式により算出します。

算定式

$$\text{使用料} = \text{基準額} \times \text{受益者負担割合}$$

※基準額とは、新文化会館の管理運営にあたって公費で負担すべきものを除いたもので、利用者に負担をお願いしようとする費用の基本となる額であり「人にかかる費用」と「物にかかる費用」から算定します。

※受益者負担割合とは、「日常生活に不可欠か」「民間による提供が難しいか」といったサービスの性質（公共性の強弱）によって、利用者が負担する割合のことを指します

## 2. 算定する費用について

算定する費用は新文化会館の管理運営に直接必要となる「人にかかる費用」及び「物にかかる費用」とし、以下の表で示したものとします。

算定にあたっては、人に係る費用については直近の決算値、物にかかる費用のうち燃料・光熱水費は新文化会館のランニングコスト予想値、舞台運営委託料は見込み稼働率、それ以外の経費については直近の決算値から算出しています。

人にかかる費用	・貸館受付等にかかる人件費
物にかかる費用	・新文化会館の運営にかかる燃料・光熱水費 ・電球、トイレットペーパーなどの消耗品 ・ごみ処理やピアノ調律などの手数料 ・清掃、警備、舞台設備などの保守点検費、舞台運営技術などの委託料 ・小破修繕料

## 3. 負担割合の考え方

負担割合とは、公の施設の管理運営に関するコストのうち、どこまでを税金で負担し、どこまでを受益者に負担を求めるかを設定するものです。公園等のように市民生活にとって必要不可欠な施設で、行政が責任をもって提供すべきものであれば受益者負担は求めませんが、文化ホールのように人によって必要性が異なる施設はすべての経費を税金で賄うと不公平感が生まれます。

しかし、市の規模によっては民間での提供が困難であったり、文化芸術に触れる機会を発信することで市民福祉の増進、文化的な生活を送ることができるなどの観点から、一定程度は税金で負担し利用者の負担を軽減することで、施設の利用を促進することが妥当な場合があります。

#### 4. 負担割合の設定

施設の負担割合は、サービスの性質によって区分するものとし、そのサービスの性質は「市民生活における必需性」「民間施設の代替性」「公共性の割合」の視点により設定します。

##### 大ホール・楽屋

以下の点により通常の諸室よりも負担割合を軽減し50%に設定します。

- ① 富良野沿線では唯一の固定席を備えた、本格的な音楽ホールであり民間で類似する施設は無く市民にとって選択肢が少ない。
- ② 文化芸術を発信することで、住民福祉の増進や市民の文化的な生活を支えるなど一定の公共性が認められる。
- ③ 新たな複合施設として整備することでにぎわい創出を目指すために利用促進を図りたい。  
(大会議室で行っていた規模の講演、集会等の大ホール利用促進等)

##### ホール以外の諸室

「富良野市使用料、手数料設定基準（平成18年3月）」に基づき負担割合を75%に設定します。

公的				
	公50-私50	公75-私25	公90-私10	公100-私0
選択	公25-私75	大ホール 公50-私50	公75-私25	公90-私10
	公10-私90	会議室 公25-私75	公50-私50	公75-私25
	公0-私100	公10-私90	公25-私75	公50-私50
私的				
				必需

#### 5. 使用料の算定について

「富良野市使用料、手数料設定基準」の計算式で算定します。冒頭の計算式に1室あたりの基準額を当てはめて使用料を算定します。基準額の算定は以下の手順で行います。また、基準額の算定にあたり各室の目標稼働日数を設定し、年間の利用見込時間を算出しました。

- ① 1㎡当たりの年間基準額算出  
施設全体の管理運営費見込÷年間利用見込（各室面積×利用見込時間の合計）  
※利用見込時間は、平成30年度の実績を参考に設定した目標稼働日数に1日平均貸館時間（8h）を掛けて算出します。
- ② 各室の基準額  
①×各室面積×70%（免除利用差引）  
※複合庁舎となることで、行政利用が増加するため原価から免除分を差し引いています。
- ③ 各室の使用料  
②×受益者負担割合（50%or75%）  
※大ホールについては練習又は準備での利用は基本使用料の半額とする（暖房料は基準通り）

### 【目標稼働日数の設定】

大ホール・楽屋 現状：年間約80日 目標：年間約190日

大会議室を利用していた規模の研修や講演会等での利用増が見込まれることや使いやすい料金設定とすることで団体利用が増加することを見込んでの設定。

大会議室・研修室 現状：年間約167日 目標：年間約295日

サイズ変更可能な会議室のため多様なニーズに応えられることや行政での利用増を見込んでの設定。

## 6. 使用料の料金設定について

### ① 使用料の区分及び端数処理

現在は午前・午後・夜間の区分となっています。例えば午後の区分(13:00～17:00)であれば13:00～14:00の利用でも13:00～16:00の利用でも同じ料金となっており少なからず不公平感があります。このことから新文化会館の料金体系は1時間単位で設定します。料金は算定式では1円単位まで計算しますが、利用者にわかりやすくするため100円未満は四捨五入しています。

### ② 夜間・土曜日・日曜日・祝日料金の設定について

現在は、夜間・土曜日・日曜日・祝日には割増料金を設定していますが、維持管理経費にかかるコストで曜日により大きな違いが生じるものはないことから、公平な受益者負担のため廃止します。同様に時間帯による料金の割増しも廃止します。

### ③ 暖房料金の設定

現在は大ホールで利用料金のおよそ5割相当、各室で平均2割相当を徴収しており、公平性の観点から受益者負担に相当する額を設定します。

### ④ 市外利用加算の設定

市民が利用する場合には、市民の福祉増進や文化的な生活の提供、類似施設が無いことから受益者負担割合を大ホールで50%、諸室で75%に設定しましたが、市民以外の利用については負担割合を設定せず算定した基準額を負担していただくため、市外利用加算(10割増)を設定します。

※平成18年の定住自立圏における首長合意により、沿線住民は市民と同様に扱うこととします。

### ⑤ 営利加算の設定

営利目的での利用については10割増料金を設定します。市外利用加算を設定するため、市内と市外の区分は撤廃します。準備から終了までを一連の流れと捉え準備時間を含め利用終了までの時間を対象とします。

#### 営利目的の定義

一般法人(株式・有限会社等)又は団体・個人で金銭的な利益を得ようとする場合又は利益を得る目的で講習会や興行等の活動のために施設を利用する場合。

(例)

- ・一般法人又は団体・個人の商品等の説明会、展示、販売、古物査定会等、その他類似した行為
- ・興行会社や音楽事務所が行う講習会、演奏会、映画界等
- ・法人、個人を問わず金銭的な利益を得ようとする又はそれにつながる行為

⑥ 入場料加算の設定

現在も入場料、会費等の名称にかかわらず、これらに類する金銭を徴収する場合やチケットを販売する場合は割増料金を設定していますが、区分が細かく分かりにくいいため区分を見直します。営利加算と同様に準備から終了までを一連の流れと捉え加算します。

※市民が行うイベントで2,000円を超えるものが少ないため、市民の利便性を考慮し2,001円で線引きします。

金額	2,001円~3,000円	3,001円~
割増分	10割増	20割増

⑦ 飲酒加算の設定

現状の考え方を踏襲し入場料の有無を問わず飲酒を伴う場合は、基本使用料の10割分を徴収します。

7. 減額・免除

現在の考え方を踏襲します

免除

- ・市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む）が行政目的で利用するとき
- ・その他特別の事由により、市長が特に必要と認めたとき

減額

- ・社会教育法に基づく社会教育団体及び市内の幼稚園、小中学校、高等学校が団体本来の目的で使用するとき
- ・社会教育関係団体が、定期的な活動（以下「例会」という。）で使用するとき
- ・市の区域内に所在する公共的団体等が、公益的な目的で使用するとき
- ・その他特別の事由により、市長が特に必要と認めたとき

■変更点の新旧比較

NO	変更点	新	旧
1	市外利用加算	10割増	—
2	使用料区分	1時間単位	午前（3時間）・午後（4時間） 夜間（4時間）
3	営利加算	10割増	市内10割増 市外15割増
4	入場料加算	2,001円~3,000円 10割増 3,001円~ 20割増	~500円 3割増 500円~1,000円 5割増 1,000円~2,000円 10割増 2,000円~3,000円 15割増 3,000円~ 20割増